

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会バス使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は木更津市社会福祉協議会バス（以下「バス」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 バスは、次の各号に掲げる事業を行う市内の機関及び福祉団体等がその目的を達成するために使用することができる。ただし、営利を目的とする事業は除く。

(1) 地域福祉活動に関する事業

(2) 地域福祉等社会福祉を目的とする団体の活動及びその育成と推進のための事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉法人木更津市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める事業

(使用の範囲)

第3条 バスの使用は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までの間の1日とする。

2 バスの運行範囲は、原則として関東各都県とする。

(使用の申込み)

第4条 バスを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、木更津市社会福祉協議会バス使用（変更）申込書（第1号様式。以下、「申込書」という。）を会長に提出し、承認を得なければならない。

2 バスの使用の申込みは、使用しようとする日の3ヶ月前の属する月の初日から使用しようとする日の10日前までに行わなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(使用の承認)

第5条 会長は、前条第1項の規定による申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、使用の可否を決定するとともに、木更津市社会福祉協議会バス使用決定（使用申請却下）通知書（第2号様式。以下、「通知書」という。）によりその旨を申込者に通知するものとする。

(変更申込み等)

第6条 バスの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容に変更が生じた場合は、変更申込書を会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 使用者は、バスの使用を中止するときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(使用承認の取消し)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

(1) 使用者が第2条の使用基準に該当しないことが判明したとき。

(2) 使用者が社会福祉法人木更津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の指示に従わないとき。

(3) バスの管理運営上、特に支障があると認めるとき。

(使用人員)

第8条 バスの使用人員は運転手を除き原則として、概ね10人以上24人以内とする。

(使用者の負担)

第9条 バスの使用は、無料とする。

2 燃料、有料道路通行料金、駐車料金、運転手の手配に係る諸費用、その他の費用については使用者の負担とする。ただし、会長が必要と認める費用についてはこの限りではない。

(運転者)

第10条 バスの運転は、使用者側が行うものとし、運転手は次の全てに該当する者とする。

(1) マイクロバスを運転することができる免許を5年以上有し、実際にマイクロバス以上の車両の運転経験がある者

ただし、会長が特に認める場合は、免許取得5年未満の運転手をもって使用することができるものとする。

(2) 道路交通法を遵守し、善良なる運転管理ができる者

(保険)

第11条 バス使用中の事故に対応するため、本会の負担で自動車保険に加入する。

(損害賠償)

第12条 使用者は、バス使用中の事故等により、使用者が故意又は過失により車両本体又は設備品を棄損し、汚損し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、前条で規定する自動車保険の補償の範囲を超える損害を賠償しなければならない。

(バスの返却場所)

第13条 使用者は、本会の指定する場所へバスを返却しなければならない。

(委任規定)

第14条 この規程に定めるもののほか、バスの利用に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年10月22日から施行する。

第1号様式

木更津市社会福祉協議会バス使用（変更）申込書

年 月 日

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会長 様

団体名

住 所

代表者名

電話番号

次のとおり使用（変更）したいので申し込みします。

使用目的・行先				
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分			
使用人員				
運行経路 (詳しく)				
乗車責任者	氏名		連絡先 電話番号	
運転者※	氏名		連絡先 電話番号	

※添付書類 運転資格の確認のため、運転者の運転免許証のコピー及び乗車名簿を添えてお申し込みください。

第2号様式

木更津市社会福祉協議会バス使用決定（使用申請却下）通知書

年 月 日

団体名

住所

代表者名 様

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会長

印

次のとおり使用決定（使用申請却下）したので通知いたします。

使用目的・行先				
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分			
使用人員				
運行経路 (詳しく)				
却下理由				
乗車責任者	氏名		連絡先 電話番号	
運転者	氏名		連絡先 電話番号	

使用条件

- (1) 乗車責任者は、上記運行経路にある全行程に同乗すること。
- (2) 使用した燃料は、返却時に同量を補給すること。
- (3) バスを損傷した場合は、賠償の責任を負うこと。
- (4) 使用期間中は、適切な駐車場所を確保し、迷惑駐車はしないこと。
- (5) 使用期間・返却時間は厳守すること。
- (6) 使用中に車内で出たごみは使用者の責任で処分し、返却時に車両を点検し車内を清掃すること。
- (7) 車内での飲酒（ノンアルコールを含む）、喫煙を禁止する。